

地域商店会等運営支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市の交付する地域商店会等運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（昭和53年鹿沼市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本市の中小企業者に対し商店街等のイメージアップ又は環境負荷の軽減等を図るために、街路灯の管理又は共同施設整備を行う場合、その経費の一部を補助することにより地域商業振興を促進し、並びに経営基盤の安定及び体質強化を図り、もって本市産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「イルミネーション」とは、公道上の街路灯が設置されていない箇所に設置することで街路灯の役割を果たすもので、通年点灯させるものをいう。

(補助対象)

第4条 補助金の対象となる者は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工会議所法（昭和28年法律143号）に基づく組織、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく組織、商業関連団体・観光物産協会等の地域活性化団体又は次の各号のいずれにも該当する者若しくは任意グループ等とし、任意グループ等の場合は、構成員の3分の2以上が次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、そこで1年以上事業を営んでいる者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 自社で販売やサービス等の実施をする者

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 商業団体等が管理する街路灯（イルミネーションを含む）又は広告灯の設置及び修繕に要する費用
- (2) アーケード等の建設及び修繕に要する費用
- (3) 駐車場の設置及びこれに付帯する事業に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の100分の30以内とし、予算の範囲内で交付する。ただし、イルミネーションの修繕に対する補助は、同一の団体が2か年度を継続して受けることはできないものとし、年額30万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(着手届の免除)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者が補助事業に着手したとしても規則第10条ただし書の規定を適用し、同条に規定する補助事業等着手届(様式第8号)の提出は、免除するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業を完了したときに規則第13条第1項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第10号)
- (2) 事業実績書(様式第2号準用)
- (3) 収支決算書(様式第11号)
- (4) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類等の写し

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 大型店対策商店街振興事業補助金要領(平成13年7月1日試行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。